

# tabal メンバー規約

## 第1章 総則

### (この規約について)

**第1条** 本規約は、すべての tabal メンバーに適用されます。tabal メンバーとなる方は、この tabal メンバー規約および『「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約』の内容について確認・理解の上で同意したものとみなします。

### (用語の定義)

**第2条** 本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 通信サービス等 『「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約』第1条に定める対象サービスをいいます。
- (2) 通信サービス等提供会社 『「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約』第1条に定める対象サービスの提供会社をいいます。
- (3) 申込者 本規約に同意し、メンバー登録申込みを行う者をいいます。
- (4) 電話等契約者 通信サービス等提供会社の定める対象サービス契約約款等（以下「通信サービス等契約約款等」といいます）に基づき当社に譲渡された債権における債務者をいいます。
- (5) 電話番号等 通信サービス等提供会社から債権譲渡された債権に対して当社が発行する電話料金等の請求書に記載されるお客様電話番号をいいます。
- (6) 対象回線 通信サービス等提供会社から債権譲渡された債権の回線契約のうち、当社が別途定めるメンバーが登録できる回線をいいます。
- (7) メンバー 本規約に同意の上、当社所定の方法によりtabal メンバー登録を申込み、当社がこれを承諾した方をいいます。
- (8) 個人メンバー (7) で定めるメンバーのうち個人としてメンバー登録を申込み、当社がこれを承諾した方をいいます。
- (9) 法人メンバー (7) で定めるメンバーのうち、(8)に定める個人メンバー以外の方をいいます。
- (10) メンバーID 当社がメンバーに発行する、当社がメンバーを特定する文字ないし数字の組合わせをいいます。
- (11) サービス 当社が本規約および各サービス規約に基づいて提供する別表1のサービスをいいます。
- (12) メイン回線 メンバー登録申込みにおいて、メンバーが届出た自らの名義で契約する対象回線のうち、メンバーの利用するサービスに関して発生した請求を当社が合算する回線をいいます。
- (13) サブ回線 メンバーが届出た自らの名義で契約する対象回線のうち、当社に登録したメイン回線以外の回線等をいいます。
- (14) メンバー登録回線 (12) に定めるメイン回線と(13)に定めるサブ回線の総称をいいます。
- (15) tabal 加盟店 当社とペイメントサービス加盟店契約を締結した者をいいます。
- (16) ポイント 個人メンバーに対して本規約に基づき付与されるtabalポイントをいいます。
- (17) tabal ポイント提携企業 当社と tabal ポイント提携契約を締結し、メンバーに対して、tabalポイントと交換可能なポイント等を付与する企業をいいます。
- (18) ポイント残高 メンバーに付与された後、メンバーが利用可能な状態にあるポイントの総数をいいます。
- (19) 被請求者 通信サービス等契約約款等に基づき当社に譲渡された債権において請求書送付先として指定された者をいいます。

## 第2章 tabalメンバー

### (メンバーの対象者)

**第3条** メンバーになることができる方は、通信サービス等提供会社の提供する回線等の契約者あるいは被請求者であり、当社が通信サービス等提供会社から債権の譲渡を受けている電話等契約者あるいは被請求者としてします。

### (メンバータイプ)

**第4条** 個人メンバーには、以下に定めるタイプがあります。

- (1) マーキュリー
  - (2) ミネルヴァ
- 2 被請求者からのメンバー申込であると当社が判断し、被請求者がメンバーとして登録される場合、メンバータイプはミネルヴァとします。
  - 3 法人メンバーの場合、当該法人が電話等契約者である場合のメンバータイプはマーキュリー、当該法人が被請求者である場合のメンバータイプはミネルヴァに準ずるものとします。
  - 4 メンバータイプにより、各サービスの利用可能枠、利用範囲、利用方法等の提供条件が異なります。
  - 5 メンバータイプのいずれが適用されるかは当社所定の審査の結果当社がこれを決定するものとします。

### (二重登録の禁止)

- 第5条** 個人メンバーの場合、メンバー登録は一人一登録とします。同一人物による複数のメンバー登録はできません。メンバーが複数のメンバーIDを所持していることが判明した場合、当社はメンバーIDを一つに統合する権利を有します。
- 2 法人メンバーの場合、同一法人等による複数の登録ができます。ただし、法人メンバーが複数のメンバーIDを所持している場合で、当社が必要と認める場合は、当社はメンバーIDを一つに統合する権利を有します。
  - 3 メンバータイプがミネルヴァの場合、当社は同一個人による複数の登録を許容する場合があります。

### (メンバー登録申込み)

- 第6条** 未成年者がメンバー登録を申込みの場合には、必ず法定代理人の同意を得ていることとします。
- 2 被請求者がメンバー登録を申込みの場合には、tabal メンバー申込み並びにメンバー登録後のtabal メンバーに係る各種手続きについて、電話等契約者を代理するものとし、かかる代理権の行使につき、電話等契約者から同意をあらかじめ取得しているものとします。
  - 3 メンバー登録申込み手続きは、メンバーとなる本人自らが申込者となり、これを行う必要があります。
  - 4 前項の定めにかかわらず、申込者は当社が認めるtabal 加盟店に限り、tabal 加盟店を通じたメンバー登録申込みを行うことができます。この場合、当社はtabal 加盟店から当社への申込みを以て申込者本人からの申込みがあったものとし、申込者はメンバー登録申込みの結果ならびにメンバーIDがtabal 加盟店に通知される場合があることに予め同意するものとします。
  - 5 メンバー登録申込みがあった場合に、当社がメイン回線について通信サービス等提供会社の通信サービス等契約約款等に基づいて債権譲渡された電話等料金の請求・収納に必要な情報(メンバー登録回線に係る契約者氏名、住所、請求書送付先名、請求書送付先住所、口座番号、クレジットカード番号等の本人確認に必要な情報とします)を用いて、メンバー登録の申込者が「対象回線に関する電話等契約者」あるいは「対象回線に関する被請求者」であることを確認することに、申込者は同意するものとします。
  - 6 申込者は「お名前・個人／法人の別・性別・生年月日・メイン回線の電話番号等・現住所・メールアドレス・利用を希望するサービス・その他所定の事項」を提出いただく必要があります。
  - 7 当社が申込み受付時に確認する住所は、メイン回線の契約者住所または請求書送付先住所として通信サービス等提供会社に届出ている住所に限り、請求書送付先住所を当社に登録する場合は、請求書送付先の送付先名が申込者名と一致している必要があります。当社はこれを本条第5項の情報をを用いて確認し、これらが一致しない場合、当社はお申込みをお断りする場合があります。
  - 8 申込者は、メンバー登録申込みの内容について当社から電話等で問合わせする場合があることに予め同意するものとします。

### (メイン回線／サブ回線の登録)

- 第7条** 申込者は、メンバー登録申込み時に必ずメイン回線として、自らが契約者である対象回線、あるいは被請求者が申込を行う場合は第6条2項に定める同意を取得した電話等契約者が契約者となっている対象回線の電話番号等の登録を必要とします。
- 2 当社は原則、メイン回線の電話等料金の請求と合わせて、メンバーに対しサービスの利用に関する料金の請求を行います。

- 3 メンバーは、メイン回線以外に自らが契約者である対象回線を契約している場合、サブ回線としてその電話番号等を登録することができるものとし、登録した電話番号等でも一部サービスを利用することができます。ただし、メンバータイプがミネルヴァの場合はこの限りではありません。

#### (本人確認)

**第8条** 第6条5項に定める確認および当社所定の方法による申込者の本人確認ができない場合は、メンバー登録申込みをお断りする場合があります。

- 2 メンバーに対して当社が本人確認のために本人性確認書類の提示等を求め、メンバーがこれに応じない場合、メンバーの登録取止め、またはサービスの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

#### (メンバー登録申込みの承諾)

**第9条** 当社は、申込者からの申込みがあった場合、当社所定の審査基準に従い、審査を行います。

- 2 以下のいずれかに該当すると認定した場合、当社は第6条に定める申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) メンバー登録申込みにあたり、記入の不備、虚偽の記載または重要な誤記があった場合
  - (2) 「対象回線に関する電話等契約者」または「対象回線に関する被請求者」によるお申込みでない場合(電話等契約者または被請求者によるお申込みであることを確認できない場合を含みます)
  - (3) 申込者が申告した現住所と、メイン回線の契約者住所または請求書送付先住所の一致が確認できない場合
  - (4) 当社に対する支払いが現に滞り、または滞るおそれのある「対象回線に関する電話等契約者」または「対象回線に関する被請求者」からのお申込みの場合
  - (5) 過去に、サービスの停止または取消を受けた場合
  - (6) 過去に、サービスの利用に際し不正行為を行った場合
  - (7) 申込者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
  - (8) 「対象回線に関する被請求者」からの申込みの場合であって、「対象回線に関する電話等契約者」の申込みに関する事前の同意並びに個人情報の利用に関する承諾が存在しないことが判明した場合
  - (9) その他、申込みを認めることが不適切であるか、または申込みを認めることでサービスの提供に支障が生じるおそれがある、またはおそれがあると当社が判断する場合
- 3 当社所定の登録手続き完了後、当社の承諾をもってメンバーとして登録されるものとします。

#### (費用)

**第10条** メンバーとなることで、入会金や年会費、利用に関する費用は発生しません。

- 2 メンバーとなり、tabal まるごと決済を利用した場合、メンバーは当社からの請求に従い、tabal まるごと決済に関して生じた一切の利用料金等について、その支払いの責めを負うものとします。

#### (メンバーIDの発行)

**第11条** 当社がメンバー登録を承認した場合には、メンバーIDを発行します。

- 2 メンバーIDはメンバーに対して発行します。メンバー本人以外の方がこれを用いることはできません
- 3 メンバーは、メンバーID、メンバー名等を提示することで、当社の提供するサービスを利用することができます。
- 4 当社はメンバーからメンバーIDの再通知の依頼があった場合、当社所定の方法により登録情報を用いた本人確認を行った上で、メンバー本人と確認できた場合は、所定の方法で通知をします。
- 5 メンバーIDが悪用された場合で、悪用被害を回避する等の目的で当社が必要と認めた場合、当社は当該メンバーIDの使用を中止することができます。なお、この場合メンバーは当社が行うメンバーIDの再発行に協力するものとします。

#### (メンバーIDの管理義務)

**第12条** メンバーIDは、他人に知られることがないように、メンバー本人が責任をもって管理することとします。当社がメンバーID、メンバー名が登録情報と一致することを確認した場合、それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバー本人以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、メンバーIDの管理においてメンバーに責任がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

- 2 メンバーは、第三者によるメンバーIDの不正使用が判明した場合、当社に直ちに届出るとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### (ログインID/パスワード/第2パスワードの発行)

**第13条** 当社はメンバーID一つに対して、一対のログインID、パスワードおよび第2パスワードを発行し、当社所定の方法にてメンバーに通知します。メンバー本人以外の方がこれを用いることはできません。2メンバーは、当社所定の方法により、ログインID、パスワードならびに第2パスワードを変更すること

ができます。

- 3 当社はメンバーからログインID、パスワードまたは第2パスワードの再発行の依頼があった場合、当社所定の方法により登録情報を用いた本人確認を行った上で、メンバー本人と確認できた場合は再発行を行い、所定の方法で通知をします。

#### (Webサイトの利用)

- 第14条** パソコン、その他の機器等を用いて当社Webサイトにログインするには、ログインIDおよびパスワードを入力するものとし、Webサイトの利用にあたっては本規約等の定めに従うこととします。
- 2 当社Webサイトにおいては、ログインIDおよびパスワードに加え、第2パスワードの入力を求められる場合があります。
  - 3 当社は、入力されたログインIDおよびパスワード、または第2パスワードの入力を求めた場合にはログインID、パスワードならびに第2パスワードが登録情報と一致することを確認することにより、その入力者をメンバー本人とみなし、当該メンバー本人の正当な意思に基づく利用とみなします。

#### (ログインID/パスワード/第2パスワードの管理義務)

- 第15条** ログインID、パスワードおよび第2パスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、メンバー本人が責任をもって管理するものとし、入力されたログインIDおよびパスワード、または第2パスワードの入力を求めた場合にはログインID、パスワードならびに第2パスワードと登録情報が一致することを確認した場合、それらが使用上の過誤の場合、または盗用、不正使用その他の事情によりメンバー本人以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、ログインID、パスワードならびに第2パスワードの管理においてメンバーに責任がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 2 メンバーは、第三者によるログインID、パスワード、または第2パスワードの不正使用が判明した場合、当社へ直ちに届出るとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### (サービスの提供条件)

- 第16条** メンバーは、当社が提供するサービスを当社所定の方法により利用することができます。メンバーが利用できるサービスの内容、利用方法等については、当社ホームページ等に掲載することにより通知または公表します。
- 2 メンバーは、サービスの利用等に関する規約等がある場合はそれに従うものとし、サービスを利用できない場合があることに予め同意するものとします。
  - 3 メンバーは、当社が必要と認めた場合、メンバーへの予告または通知なしに、当社がサービスおよびその内容を追加、変更、もしくは中止することに予め同意するものとします。
  - 4 メンバーは、解約により当然にサービスを利用することができなくなることに予め同意するものとします。

#### (特定メンバーへのキャンペーン)

- 第17条** サービスの利用実績、居住地などの違いにより、ポイントの付与、提供する特典、特典以外のサービス、情報提供、アンケートなどに関して、当社は特定のメンバーにのみ提供する場合があります。

#### (メンバー登録情報の変更)

- 第18条** メンバーは、メンバー登録回線に関する異動が通信サービス等提供会社から当社に通知された場合、メンバーが当社に登録している以下の内容を当社が更新する場合があることに同意するものとします。
- (1) メイン回線の回線契約者名に改称があった場合、メンバーの名称
  - (2) メイン回線の契約者住所または請求書送付先住所に変更があった場合、メンバーの住所
  - (3) メンバー登録回線の電話番号等に変更があった場合、当該メンバー登録回線の電話番号等
  - (4) メンバー登録回線の債権譲渡が以降行われたい旨が通知された場合、当該メンバー登録回線の登録廃止
- 2 メンバーは、メイン回線の契約を通信サービス等提供会社との間で解約した場合、メンバー登録を継続する場合には新たなメイン回線を速やかに当社に届出する必要があります。かかる届出が行われるまでの間、サービスの全部または一部の利用停止、または所定の期間に届出がない場合はメンバー登録の解約が行われる場合があることにメンバーは予め同意することとします。
  - 3 前各項の定めに関わらず、メンバータイプがミネルヴァの場合、メンバー登録回線に関する異動が通信サービス等提供会社から当社に通知された場合、メンバーが当社に登録している以下の内容を当社が更新する場合があることに同意するものとします。
    - (1) メイン回線の請求書送付先住所に変更があった場合、メンバーの住所
    - (2) メンバー登録回線の電話番号等に変更があった場合、当該メンバー登録回線の電話番号等
  - 4 メンバーは、E メールアドレス、連絡先電話番号等その他当社が定める登録情報に関して変更が生じた場合、変更後の情報を当社に遅滞なく届出するものとします。

- 5 メンバーが前項の登録情報変更の届出をしなかったことにより、サービスを利用できない等の不利益を被った場合でも、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### (メンバータイプの変更)

**第19条** 個人メンバーは、メンバータイプの変更を希望する場合、当社所定の手続きで申込む必要があります。

- 2 メンバーが前項の定めに従い申込み、当社が審査の上承認した場合、メンバータイプは変更になります。この場合、サービスの利用条件等は変更後のメンバータイプに応じたものが適用されるものとします。
- 3 前各項の定めにかかわらず、ミネルヴァから他のメンバーランクへの変更および他のメンバーランクからミネルヴァへのメンバーランク変更は行えないものとします。

#### (サービスの利用停止等)

**第20条** 当社は、メンバーが当社からの請求（当社が本規約に抛らず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を期限内にお支払いいただいていることを当社において確認するために、サービス、メンバー登録回線、その他当社が提供する商品・サービスに関する請求情報、収納状況、その他お支払いに関する情報を利用することにメンバーは同意するものとします。

- 2 その他当社が別に定める事由があるときは当社が必要と認めた場合はいつでも、サービスの全部もしくは一部の利用停止または利用可能枠の引下げ等の措置をとることができるものとします。

#### (メンバーの解約)

**第21条** メンバーは、解約を希望する場合には、当社が定める方法で解約手続きを行うものとし、解約手続きの完了をもって解約したものとします。

- 2 メンバーが次のいずれかに該当するときは、メンバー登録は解約となるものとします。
  - (1) メンバーが死亡した場合
  - (2) メンバーが後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合
  - (3) メンバーがサービスのすべてを解約し、別表1のサービスのいずれも利用しない状態になった場合
  - (4) メンバーが登録したメイン回線について、メンバーと通信サービス等提供会社との間の契約が解約または休止されたとき、またはメンバー登録回線の債権譲渡が以降行われぬ旨が通信サービス等提供会社から通知されたときで、所定の期間内に新たなメイン回線の届出がない場合
  - (5) メンバーが登録したメイン回線について、当該契約上の地位が第三者に譲渡されたときで、所定の期間内に新たなメイン回線の届出がない場合
- 3 前項の定めにかかわらず、メンバータイプがミネルヴァの場合、次のいずれかに該当するときは、メンバー登録は解約となるものとします。
  - (1) メンバーが死亡した場合
  - (2) メンバーが後見、保佐、補助開始の審判を受けており、成年後見人、保佐人、補助人の同意を得ていない場合
  - (3) メンバーがサービスのすべてを解約し、別表1のサービスのいずれも利用しない状態になった場合
  - (4) メンバーが登録したメイン回線について、通信サービス等提供会社との間の契約が解約または休止された、またはメンバー登録回線の債権譲渡が以降行われぬ旨が通信サービス等提供会社から通知された場合
  - (5) メンバーが登録したメイン回線について、通信サービス等提供会社から被請求者に係る変更が通知された場合

#### (当社が行うメンバーの解約)

**第22条** メンバーが、次のいずれかに該当するときは、当社はメンバー登録を解約する場合があります。

- (1) メンバーが本規約に違反したと
- (2) メンバーが当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに従わず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合
- (3) メンバーが第9条2項の定めに従っていないことが判明した場合
- (4) メンバーが第47条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項イ、ロのいずれかに該当した、同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした、または同条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (5) その他、当社が、メンバーとして不適格であると判断したとき

#### (解約の効果)

**第23条** メンバー登録が解約された場合、メンバーはサービスの利用を終了します。また、それまでに獲得していたポイントはすべて無効になります。

- 2 解約に伴ってメンバーまたは第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 3 サービスを解約しても通信サービス等提供会社との契約を解約したことにはなりません。
- 4 解約後も、以下の場合は当社からメンバーへの請求が行われる場合があり、この場合メンバーは当該請求を支払期限までに支払う必要があります。
  - (1) tabal 加盟店から請求情報が送付されてきた場合
  - (2) ポイントの減額等により、メンバーから当社への返還が必要な場合
  - (3) その他当社がメンバーに対して債権を有していて、メンバーの債務が解消されていない場合

#### (再登録申込み)

- 第24条** 解約したメンバーは、本規約に定めるメンバーの要件を満たしている場合、改めてメンバー登録申込みを行うことでメンバーとなることができます。ただし、解約前の権利、ポイント残高等を継続することはできません。
- 2 当社によりメンバー登録の解約をされた方が再入会の登録申込みを行った場合、当社はこれを承諾しないことがあります。

### 第3章 ポイントプログラム

#### (ポイントの付与)

- 第25条** 当社が別途定める付与条件を満たした場合、当社は請求計算期間毎のtabal まるごと決済利用額に応じたポイントを別途定める付与率または付与ポイント数に応じて計算し、メンバーに付与します。ポイント付与までの間に、当該取引が解除などされた場合にはポイントは付与されません。
- 2 当社は、前項によるポイントの付与のほか、当社が企画する施策等(tabal 加盟店および tabal ポイント提携企業とのポイント交換制度等を含みます)によりポイントを付与する場合があります。
  - 3 ポイントの付与率、および有効期限は、tabal 加盟店、取引の種類、メイン回線の支払方法(請求書/口座振替/クレジットカード払い等)または利用サービスの種類によって異なる場合があります。
  - 4 当社に対する料金等の支払い(当社が本規約の定めに基づき請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます)を遅延していることが判明した場合には、当社は付与したポイントを取り消すことがあります。
  - 5 当社または tabal ポイント提携企業は、ポイント付与条件を、事前にメンバーに通知することなく変更することができます。この場合、メンバーは、当社または tabal ポイント提携企業の決定に従うものとします。
  - 6 ポイント付与条件を満たしている場合であっても、当社がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、メンバーは当社の決定に従うものとします。

#### (ポイント対象外)

- 第26条** メンバータイプがミネルヴァの場合ならびに法人メンバーにはポイントは付与されません。
- 2 tabal まるごと決済以外の、当社の提供する料金回収代行サービスはポイントの対象外となります。
  - 3 当社が新たなサービスを提供した場合において、その新しいサービスをご利用いただく場合もポイントの対象外となる場合があります。

#### (ポイントの有効化)

- 第27条** メンバーは、当社が別途定める日(以下「有効化日」といいます)より、付与されたポイントを利用または交換することができます。
- 2 当社は、ポイントが付与された後、有効化日までの間、将来有効化が見込まれるポイントを表示することがありますが、有効化されていないポイントの利用または交換はできません。

#### (ポイントの利用)

- 第28条** メンバーは当社が別途定める手続きに従い、ポイントの利用を当社に対し申込みすることができます。
- 2 当社は、メンバーに対して、ポイントで利用できる特典について、当社ホームページ等で告知するものとします。
  - 3 メンバーは、一旦なされたポイント利用に係る申込みを取り消すことはできないものとします。
  - 4 メンバーは、当社の都合によりメンバーが希望する特典(以下、「希望特典」といいます)を提供できない場合があることを予め同意するものとします。当社は、希望特典を提供できないときは、メンバーに対して別の希望特典の指定を求めますが、メンバーが希望する特典がない場合は、当該特典提供の申込みは取り消されるものとし、当社は利用ポイントをメンバーに返還します。
  - 5 当社が希望特典をメンバーに送付するときは、特典提供の申込みを当社が確認した時点でメンバーが当社に届出ている住所に送付するものとします。
  - 6 前項の場合、郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類の受領をもって、メンバー本人に希望特典が提供されたものとします。ただし、当社が前項に定める住所に希望特典を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、該当特典の申込みは無効とし、当社は、該当利用ポイントをメンバーに返還します。なお、メンバー登録が解約された後に特典の申込みが無効となった場合には、

この限りになく、当該利用ポイントは失効するものとします。

- 7 当社は、メンバーが当社に対する料金等の支払い(当社が本規約の定めに基づいて請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます)を遅延していることが判明した場合には、特典提供に係る申込みを受付けない場合があります。

#### (ポイントの交換)

**第29条** メンバーは、当社が別に定める手続きに従いポイントを、tabal ポイント提携企業の提供するポイント等へ交換をすることができます。

- 2 当社は、メンバーに対して、ポイントの交換方法、tabal ポイント提携企業、ポイント交換率その他ポイント交換に関する条件について、当社ホームページ等で告知するものとします。
- 3 当社またはtabal ポイント提携企業は、ポイント交換条件を、事前にメンバーに通知することなく変更することができるものとします。この場合、メンバーは、当社またはtabal ポイント提携企業の決定に従うものとします。
- 4 前項に定める場合を除き、他事業者のポイント等とポイントを合算したり、交換することはできません。
- 5 当社は、メンバーが当社に対する料金等の支払い(当社が本規約の定めに基づいて請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます)を遅延していることが判明した場合には、ポイントの交換に係る申込みを受付けない場合があります。

#### (ポイントの管理)

**第30条** 当社は以下のいずれかの方法で、メンバーが付与されたポイント数、メンバーが使用したポイント数およびポイント残高を、メンバーに通知します。

- (1) メイン回線の請求書
- (2) 当社Webサイト
- 2 メンバーは、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。
- 3 第1項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、メンバーはこれに従うものとします。

#### (ポイントの有効期間)

**第31条** メンバーが保有するポイントの有効期限は、有効化日を基準とし、その日から2年後の応当日が到来するまでの間とします。

- 2 有効期限切れとなったポイントは失効し、利用できなくなります。また、当社は、失効したポイントに関する一切の責任を負いません。

#### (ポイントの禁止事項)

**第32条** メンバーが保有するポイントを、メンバー間で譲渡・共有・合算・貸与・質入等することはできないものとします。

- 2 メンバーは、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

#### (ポイント取消・減額時の対応)

**第33条** 当社がポイントを付与した後に、対象取引について返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は、対象取引により付与されたポイントを取り消すことができます。

- 2 当社が、メンバーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はメンバーに事前に通知することなく、メンバーが保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
  - (1) 違法または不正行為があった場合
  - (2) 本規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合
  - (3) その他当社がメンバーに付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
- 3 前項の場合当社は、取り消し対象となるポイント(以下、「取消対象ポイント」といいます)について、ポイント残高から一括して減額し取り消すものとします。ポイント残高が取消対象ポイント総数に満たない場合には、当社は、減額することができなかった取消対象ポイント残数がなくなるまでの間、新たに有効化されるポイントから予め取消対象ポイント残数を減額した上でポイントを有効化するものとします。ポイント残高が取消対象ポイント総数に満たない場合で、当社が必要と認める場合は当該取消対象ポイント分相当額をメンバーに請求することができるものとします。メンバー登録が解約された場合に、当該解約時のポイント残高が、取消対象ポイント残数に満たないときには、当社は取り消すことができなかった取消対象ポイント分に係るポイント利用の申込承諾を取り消して、当該取消対象ポイント分相当額をメンバーに請求することができるものとします。
- 4 当社は、取消または消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

#### (ポイントの合算)

**第34条** メンバー登録が複数にわたっていたためにポイントが二重に付与されていたり、付与ポイントに超過がある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

**(ポイントの訂正)**

**第35条** メンバー、当社のいずれの責による場合でも、当社は本規約等に従って付与されたポイント数と齟齬のある場合は、適正なポイント数に訂正する権利を有します。

**(ポイントの提供停止)**

**第36条** 当社は、メンバーが以下に該当する場合、ポイントの付与、利用、交換を停止することができます。

- (1) 当社に対する料金等の支払い（当社が本規約の定めに従わず請求するメンバー登録回線に関する請求を含みます）を遅延していることが判明した場合
- (2) 本規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合
- (3) その他当社がポイントの利用を停止する必要があると判断した場合

**(第三者によるポイント利用)**

**第37条** ポイントの利用・交換は、メンバー本人が行うものとし、当該メンバー以外の第三者が行うことはできません。

**(ポイント交換における費用負担)**

**第38条** ポイントの利用や各 tabal ポイント提携企業の付与するポイント等との交換に伴い、税金や手数料等の費用が発生する場合は、メンバーがこれを負担するものとしします。

**(不正に対する措置)**

**第39条** ポイントの不正取得、不正利用、本規約またはその手続きへの違反、虚偽の通知その他不正な行為が行われた場合は、必要に応じて損害賠償等（弁護士費用や訴訟費用を含む）の法的措置をとることがあります。

## 第4章 Webビリング

**(メンバーによるWebビリングの利用)**

**第40条** メンバーは、メンバー登録回線毎に当社が別途定める申込みを行い、本規約に従い当社がメンバーに発行するログインID、パスワードを入力することで、当社が提供するWebビリングを利用できるものとしします。

- 2 以下の各号に該当する場合、前項の定めによらず当社がメンバーに発行するログインID、パスワードではWebビリングを利用することができないものとしします。
  - (1) メンバー登録回線以外の回線等について、Webビリングの利用を希望する場合
  - (2) メンバー登録回線が、Webビリングの提供対象でない回線等の場合
  - (3) 当社がメンバーのWebビリングの利用を不適当と判断する場合
- 3 メンバーがWebビリングを利用するにあたり本規約に定めのない事項については、『「Webビリング」ご利用規約』に従うものとしします。

## 第5章 一般条項

**(権利譲渡等の禁止)**

**第41条** メンバーは本規約に基づくメンバーの権利または義務の全部または一部を譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供することはできないものとしします。

**(その他の禁止事項)**

**第42条** メンバーは次の行為を行わないものとしします。

- (1) サービス利用・登録を行う際、虚偽の情報を送信・登録する行為
- (2) サービスによって得られた情報を自己または第三者の営利行為に利用する行為
- (3) 法令に違反する行為、または違反する恐れのある行為、あるいは法令に違反または違反のおそれのある情報を当社、メンバー、tabal 加盟店または第三者に提供する行為
- (4) サービスの権利の譲渡にあたる行為
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、または過度な負担を与える行為
- (6) 対応サービスその他の当社のサービスまたは事業の運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 当社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為



- (8) 当社、メンバー、tabal 加盟店または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
  - (9) 正規のログイン以外の方法でサービスにアクセスし、またはアクセスを試みる行為
  - (10) 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
  - (11) 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を第三者に提供、発信する行為
  - (12) 当社、メンバー、tabal 加盟店または第三者を誹謗中傷する行為
  - (13) 当社、メンバー、tabal 加盟店または第三者の著作権その他の知的財産権および保護されるべき法的権利を侵害する行為
  - (14) サービスの利用を通じて入手した情報の改変、翻訳、編纂、修正、データベース化等を行う行為
  - (15) 当社が提供するサービスの信用を毀損する行為
  - (16) 営利、非営利を問わず、第三者に当社が提供するサービスを利用させる行為
  - (17) 第三者の設備等または当社が提供するサービス用設備等に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
  - (18) tabal 加盟店が定める規約に反する行為
  - (19) 本項各号のいずれかに該当する行為を助長する態様、目的でリンクをはる行為
  - (20) その他、当社が不相当と認めた行為
- 2 サービスの内容、情報などサービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、メンバーはこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

#### (サービス中断)

**第43条** 当社は、次のいずれかに該当する場合、メンバーへの事前通知がない場合でも、サービスを一時停止または中止することがあります。サービスの中断に伴ってメンバーに生じた損害について当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) システム保守その他サービス運営上の必要がある場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、サービスの提供が通常とおりできない場合
- (3) 当社が、営業上または技術上やむを得ないと判断した場合
- (4) 法令の規定に基づく場合
- (5) tabal 加盟店に起因する事由によりサービスを提供できない場合
- (6) その他当社が必要と判断した場合

#### (契約外の事項)

**第44条** 当社は、次の各号の場合に限らず、たとえ事前にその損害の可能性について知らされていた場合であっても、メンバーまたはその他の第三者がサービスに関連し被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) サービスの変更、中断、停止、廃止、遅延により生じた損害
- (2) サービスを利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害
- (3) 第三者がメンバーのメンバーID、ログインID、パスワード、第2パスワードを不正使用したことにより生じた損害。ただし、メンバーIDの管理においてメンバーに責任がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### (個人情報の取扱い)

**第45条** 個人情報とは、メンバーおよび申込者(以下併せて「メンバー等」といいます)が登録およびサービスを利用したこと、および通信サービス等提供会社からメンバー登録回線に関する情報として通知されたことにより、当社が知り得た、メンバー等個人を識別しうる情報をいいます。

- 2 当社は、本規約に基づき、メンバー等の個人情報を適正に取扱います。
- 3 メンバー等は、当社がメンバー等の個人情報につき必要な保護措置を行った上で以下のとおり取扱うことに同意します。

- (1) 本規約を含む当社との取引に関する判断および管理のために、以下の①～⑨の個人情報を収集、利用、提供すること。

- ① 第6条、第18条、第20条に掲げる情報、その他メンバー登録回線に関する請求に必要な情報および当社へのお支払状況(当社が本規約の定めに基づき請求するメンバー登録回線に関する請求に係る支払いを含みます)
- ② メンバーがメンバー登録申込みにおいて当社に提出する情報

- ③ 申込日、メンバー登録日、利用可能枠等、メンバー等と当社の契約内容に関する事項
  - ④ メンバーのサービス利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項
  - ⑤ メンバー等が当社に提出した本人確認書類等の記載事項
  - ⑥ 当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります）
  - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
  - ⑧ メンバーが tabal 加盟店を利用する場合における購買履歴情報、対応履歴情報、その他 tabal 加盟店が当社へ提供可能として取扱う情報
  - ⑨ メンバーが tabal 加盟店を利用する場合、tabal 加盟店の受付、サービス提供、問合せ対応等に必要と当社が判断した tabal メンバーID、メンバー名、メンバーの性別、生年月日、メールアドレス等の情報
- (2) 以下の目的のために、前号①②③④⑦⑧⑨の個人情報を利用すること。ただし、メンバーが本号①に定める宣伝情報の配信、②に定める紹介もしくは案内、および④に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- ① 宣伝情報の配信等当社の営業に関する案内に利用すること
  - ② tabal 加盟店またはポイント提携企業の商品・サービス等の紹介もしくは案内に利用すること
  - ③ 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
  - ④ 市場調査を目的としたアンケート用 Eメールの配信、書面その他媒体の送付に利用すること
  - ⑤ 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます）
  - ⑥ 今後のサービス改善に利用すること
- 4 メンバー等は、メンバー等からのお申し出に関する内容の確認および対応、ご利用代金の返還、ポイント処理その他サービスの提供に必要な範囲内で、当社から tabal 加盟店または tabal ポイント提携企業に、本条3項(1)に定める個人情報を提供する場合があることに予め同意します。
- 5 当社は、当社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

#### (免責事項)

**第46条** メンバーが tabal 加盟店を利用したことによってメンバーまたはその他の第三者が被った損害については、tabal 加盟店とメンバーまたはその他の第三者の間で解決するものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

#### (反社会的勢力の排除)

**第47条** メンバーは、当社との取引に際し、現在、①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員および暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力の不法行為等を行うおそれがあるものまたは暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）、④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）、⑤総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）、⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）、⑦特殊知能暴力集団（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）、⑧前各号の共生者、⑨その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、ならびに次のイおよびロのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

ロ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2 メンバーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (規約の変更)

**第48条** 当社はメンバーへの事前の通知または同意なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、メンバーとの契約上重要な変更については予め変更内容を当社ホームページ等に掲載することで通知するものとします。また、変更内容について当社がメンバーに通知した後にサービスの利用があった場合は、メンバーが本規約の変更同意したものみなします。

#### (延滞利息)

**第49条** メンバーは当社に支払うべき債務の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。なお、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社が他の事業者を代行して請求を行う料金については、前項の限りではありません。

#### (準拠法、合意管轄)

**第50条** 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、メンバーと当社との間でサービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**別表1（サービス）**

サービス名称	概要
tabal まるごと決済	tabal まるごと決済加盟店で利用した商品・サービス代金等を、メンバーの指定する電話等回線の請求に合算して請求するサービス。
Webビリング	通信サービス等回線に関する請求額をWeb上で閲覧できるサービス。
電話料金合算サービス	電話料金合算サービス加盟店で利用した商品・サービス代金等を、メンバーの指定する電話等回線の請求に合算して請求するサービス。 但し、電話料金合算サービス申込時に既にメンバーとなっている場合のみとする。

(2016年7月25日改定)